

県教連の要望が結実！

平成28年度 給与確定交渉

給与に関しては人事委員会勧告通り！



発行
山口県教職員団体連合会
代表者 小坂 朝之
編集人 島村 暢之
山口市大手町教育会館内
電話 (083) 922-2049番
FAX (083) 921-0907番
E-mail:
kyoren@orange.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www.kenkyoren.com



- #### 給与確定交渉 最終回答【主な内容】
- ☆ 給与改定関係
 - 平成28年度の給与改定については人事委員会勧告の通り
 - ・月例給：0.24%の引上げ
 - ・期末・勤勉手当：4.20月分→4.30月分へ引上げ
 - ・子に係る扶養手当月額1人600円引上げ
 - ☆ 制度改正関係
 - 介護に係る休暇制度の改正等について
 - ・介護休暇の3回までの分割取得が可能
 - ・介護時間制度が新設
 - 育児休業に係る子の範囲の拡大
 - ☆ 学校事務職員の研修の充実
 - 新規採用予定者説明会の3月実施
 - ・これまで県教連が求めてきた高卒新採の参加が実現
 - ☆ 臨時的任用職員の任用期間の見直し
 - 当初の任用から2年であったものを3年に延長
 - ☆ その他
 - 婦人検診の充実
 - ・共済組合事業の婦人検診の受診定員を50人程度拡大
 - 学校における業務改善
 - ・時間外業務の実態把握
 - ・部活動の「休養日の確保」啓発リーフレットの配付と周知・徹底
 - ・市町教委との連携による会議・調査等の精選・簡略化
 - 学校におけるハラスメント防止

11月10日(木)、17日(木)の2度にわたり県教委と給与確定交渉を行いました。1回目の交渉は午前中となつたため、基本的には事務局で対応しました。2回目の交渉では、多くの会員の方に参加していただき、学校現場の現状を会員の生の声で伝えながら交渉を行いました。

【教職員の増員について】
県教連として、これまでも「特別支援教育に携わる教職員の増員」や「加配教職員の増員」等を求めてきました。この度の交渉でも、複式学級での補助教員や生徒指導等、学校の状況に合わせて柔軟に対応できる教員等の増員を強く求めました。県教委からは、「教職員の増員については、現場からのニーズが高いことは認識している。財政状況が厳しい中ではあるが、できる限りの努力をしてみたい。」との回答がありました。子どもたちがしっかりと向き合うための、現場には「人」が必要で、そのための予算確保に努力することを強く求めました。



【新しい職の導入について】
現場には、主幹教諭や指導教諭の職を担っている教員が多く存在しています。他県のほとんどが導入しているという現状もあり、県教連は、主幹教諭・指導教諭の導入を求めてきました。また、これら職の導入は、教諭と教頭との間に特2級を設定することに繋がり、昇給の複線化を実現することでもあります。県教委からは、「導入した他県の様子から成果と課題を挙げて研究しているところである。大きな課題としては、定数内での配置と大きな課題が挙げられる。」との回答がありました。



21日(月)に行なわれた県教委との事務折衝に於いて、「個人票についての回答がありました。今後の動向を注視していきま

す。また、部活動や報告文書の作成等については、実感が伴う業務改善が行われるよう強く求めました。県教委からは、「業務改善対策委員会を立



①テストで未実施の観点について、個人票で「C」と表記されている誤解を生じさせないために、「A」の「C」の評価を表記しないものにする。こと。

②限られた時間内での説明を可能とするために、位置付けを長期休業中の家庭学習に活用できる学習プリントの紹介とし、内容を精選すること。

【業務改善について】
1学期末及び、2学期末に保護者に対して配布する学力テストの個人票について、廃止も含めた見直しを強く求めました。県教委からは、「個人票の配布の意図は、長期休業中の家庭学習や授業改善等に役立ててもらおうことである。現場の負担とならないように、作業工程を見直し、1学期については6月上旬、2学期については11月下旬に、個人票のデータを送付できるようにする。」との回答がありました。そこで、現状の個人票の課題について、次の2つに焦点をあて、改善を求めました。



収束宣言
給与は4年連続、期末・勤勉手当は3年連続の引き上げとなりましたが、それよりも現場の多忙化の解消が喫緊の課題です。今後も業務改善に積極的に取り組み、業務改善の内容が提示内容に盛り込まれたことを評価し、今年度の給与確定交渉の収束を宣言いたします。

山口県教職員団体連合会
委員長 小坂 朝之

【研修制度について】
高卒新採の学校事務職員について、1月に行われる採用予定者説明会に参加できる要望がございました。これまで県教委の回答は、「就職に関する規定上難しい。」とのことでしたが、4月からの勤務のことを考えると必要と認め、3月実施を改めて提案し、その提案が最終回答で実現しました。

【介護関係について】
これまで県教連では、介護休暇の改善を求めてきました。今回の制度改正で、通算6月の範囲内で3回までの分割取得が可能となりました。また、介護時間制度も新設されました。しかし、まだまだ課題は残っています。より良い制度の確立に向けて、今後も引き続き県教委と協議・交渉を続けていきます。

